

平成21年度 まちづくり政策部の取組方針

まちづくり政策部長 伊藤文男は、「歴史を継承し、文化を創造するまち」及び「安全で快適な生活が送れるまち」を目指し、本年度実現すべき緊急かつ重要なまちづくり政策部の取組事項について実現に向けた取組方針を提示します。

平成 21 年 6 月 1 日

まちづくり政策部長 伊藤 文男

職員の意識改革

○職場環境の改善
職場内のカウンター及び机上の日常的な整理整頓に努め、できる限り物を置かないようにします。特に、行政文書は、机上に出したままにせず、所定の位置に戻すことにより紛失や情報漏えいがないよう管理を徹底します。
○職員の意識改革の推進
都市計画法をはじめとする各種法令に基づく許認可事務、手続事務については厳正な処理が不可欠であることを職員一人ひとりが改めて認識し、事務の遂行に努めるものとします。

業務点検(コンプライアンスの確保を含む)

○適正な事務処理の推進
事務処理に当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、部内はもちろん、関連各課との連携を密にし、ミスや見落とし等が発生しないよう、情報の共有化及び相互チェックの習慣化を図ります。

市民からの信頼回復

○公務員としての意識の向上
知識の習得や公務員としての人格形成を図るため、職場研修・討議等を活用するとともに、自己研鑽に努めながら、信頼される職場づくりを目指します。

子どもが元気に育つまち

○自然との調和がとれたまちづくりの推進
こどもの健全育成に欠かせない自然とのふれあいが将来にわたり継続できるようなまちづくりのルールを検討してまいります。
○都市マスタープランの普及啓発
都市マスタープランは長期的なまちづくりの方向性を示すものであり、未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくりのあり方を示すものでもあると言えます。こうしたことを踏まえ

つつ、まちづくりに関する説明会等、様々な機会を捉えてその普及啓発に努めてまいります。

高齢社会への対応策

○高齢社会にやさしいまちづくりの取組

高齢社会に対応した居住環境の確保が図れるようなまちづくりのルールを検討してまいります。

○都市マスタープランの基本方針の推進

都市マスタープランに示された、いどう・くらし・たのしみ等の基本方針を引き続き継承し、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。

重要な取組事項

○まちづくり条例等の総体的な見直し

平成 21 年度中に、まちづくり条例と開発事業等における手続及び基準等に関する条例の総体的な見直しを行うとともに、各条例の体系的な整理を行います。

○市民との協働のまちづくりの推進

まちづくりに関する情報の積極的な提供と市民意識の啓発に努めながら、まちづくり条例における専門家派遣制度の活用を図り、市民との協働のまちづくりを推進してまいります。

○都市計画道路の見直し

平成 19 年 6 月に策定した「都市計画道路の見直しの基本的な考え方」に沿って検討している対象路線及び個別路線の課題を公表し、市民意見の積極的な把握に努め、見直しが必要な路線の方向性について整理を行います。

○北鎌倉景観地区における都市計画変更

北鎌倉東地区においては前年度に引き続き地元と調整し、平成 21 年度末を目途に都市計画の提案制度等を活用した都市計画の変更を目指し取り組んでまいります。（建築物の最高限度：15mを12mになど）

○大規模開発事業に係る助言・指導について

大規模開発事業については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、市民や近隣住民に対し早期に土地利用計画を公開するとともに、より良い土地利用を誘導するための助言・指導を的確に行ってまいります。